

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（二件）
（三見引取税も同様）

○ 運転免許取得者等検査の認定

○ 都道（首都高速道路）の区域変更
（建設局道路管理部路政課）

○ 建築基準法による道路の指定
（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）

○ 都道（首都高速道路）の区域変更
（建設局道路管理部路政課）

告 示（公）

公

告示

●東京都告示第千二百七十六号

東京都景観条例（平成十八年東京都条例第百三十六号）第二十二条第一項の規定により、東京都選定歴史的建造物を次のとおり選定する。

令和六年十二月二十五日

東京都知事 小池百合子
構造及び規模 所在地

| | | | | |
|--------------------------------------|---|------------------------------------|---|------------------------------------|
| 東京大学農正門 (門及び門衛所) | R C 造、門衛所 一階建て | 文京区本郷七丁目三番一号 | S R C 造、地上 七階地下一階建 て | 中央区日本橋兜町一 番十号 |
| 東京大学農正門 (門、農学部門衛 所及び農学資料 館) | 門石造・農學部 門衛所及び農學 資料館 R C 造、 農學部門衛所及 び農學資料館一 階建て | 文京区弥生一丁目一 番一号 | 門石造・農學部 門衛所及び農學 資料館 R C 造、 農學部門衛所及 び農學資料館一 階建て | 文京区弥生一丁目一 番一号 |
| 東京大学弥生門 (門及び門衛所) | R C 造、門衛所 一階建て | 文京区本郷七丁目三 番一号 | R C 造、門衛所 一階建て | 文京区本郷七丁目三 番一号 |
| 早稲田大学一号館 | R C 造、地上四 階地下一階建て | 新宿区西早稲田一丁 目六番一号 | R C 造、地上四 階地下一階建て | 新宿区西早稲田一丁 目六番一号 |
| 八芳園(壇中庵) | 木造、二階建て | 港区白金台一丁目一 番六号 | 木造、二階建て | 港区白金台一丁目一 番六号 |
| 令和六年十二月二十五日 | 東京都多摩建築指導事務所長 茂木竜一 | 東京都多摩建築指導事務所長 茂木竜一 | 東京都多摩建築指導事務所長 茂木竜一 | 東京都多摩建築指導事務所長 茂木竜一 |
| 法第四十二条 第一項第四号 | 指定に係る道 路の種類 指定年月日 路の位置 | 指定に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ ートル) | 指定に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ ートル) | 指定に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ ートル) |
| 令和六年十一 月二十七日 | (一) 次に掲げ る地番の全 三六七・〇〇 | 延長 | 延長 | 延長 |

| の規定による 道路 | 学園一丁目二 十六番四、四 十一番十五地 三、同番五、 四十四番三、 同番六及び四 十六番二 (二) 次に掲げ る地番の一 武藏村山市 学園一丁目二 十五番二、四 十一番十五、 四十三番一、 四十五番六、 同番二、同番 四、四十四番 一、同番四、 同番七、同番 二十三、同番 二十四及び四 十八番三 | 幅員 (二二・〇〇 一六・〇〇) | |
|--|--|------------------------|--|
| おり告示する。 | | | |
| ついては、道路法第十八条第一項の規定により、次のと | | | |
| 道路（首都高速道路）の区域を変更した。 | | | |
| 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道（首都高速道路）の区域を変更する。 | | | |
| また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、一項第九号の規定に基づき、令和六年十一月二十七日、都道（首都高速道路）の区域を変更した。 | | | |

その関係図面は、令和六年十二月二十五日から起算して
二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社
東京西局において一般の縦覧に供する。

別図

都道首都高速一号線区域変更略図

中央区新富二丁目～八重洲二丁目

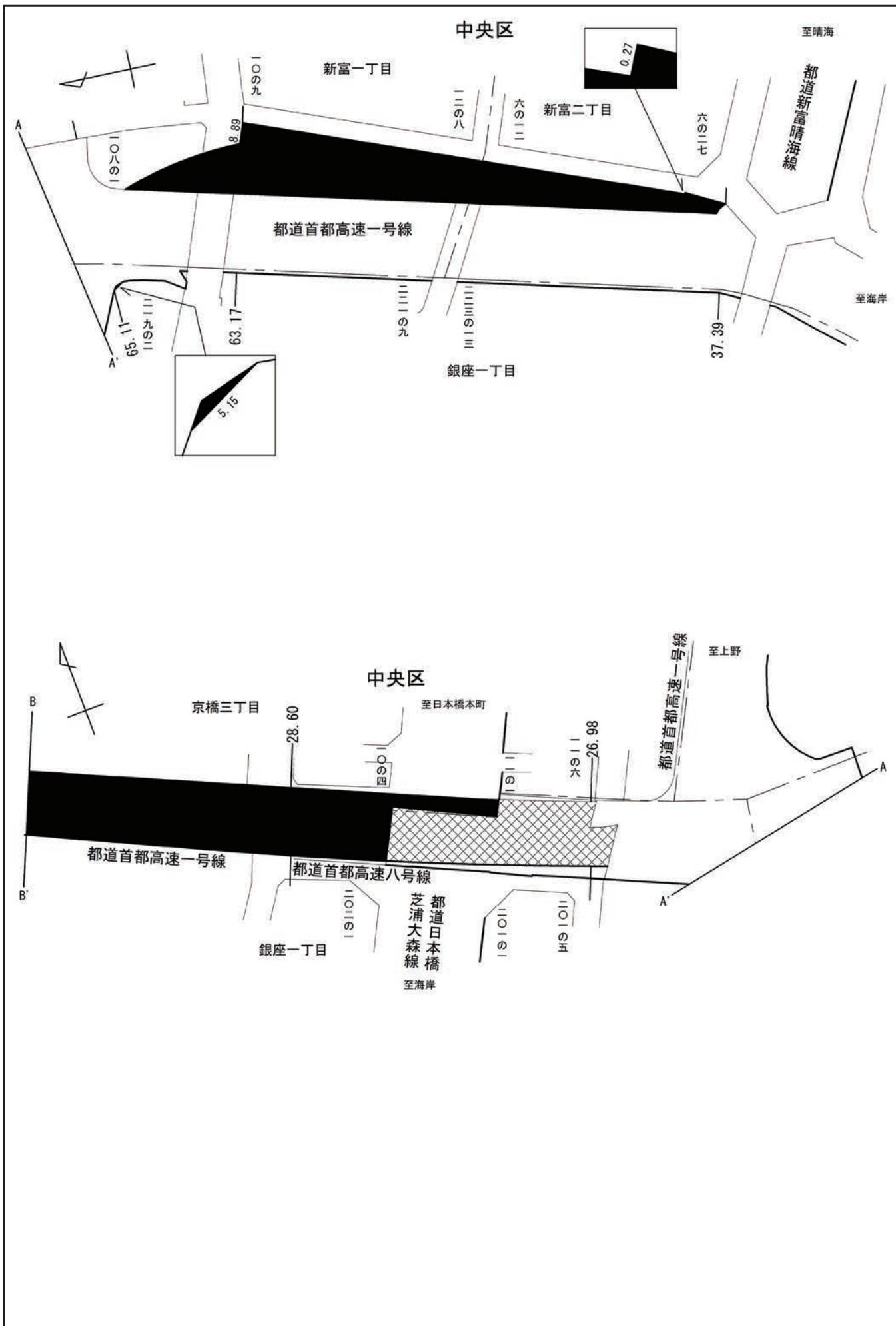
一般国道
都道
特別区道
編入区域
重用編入区域

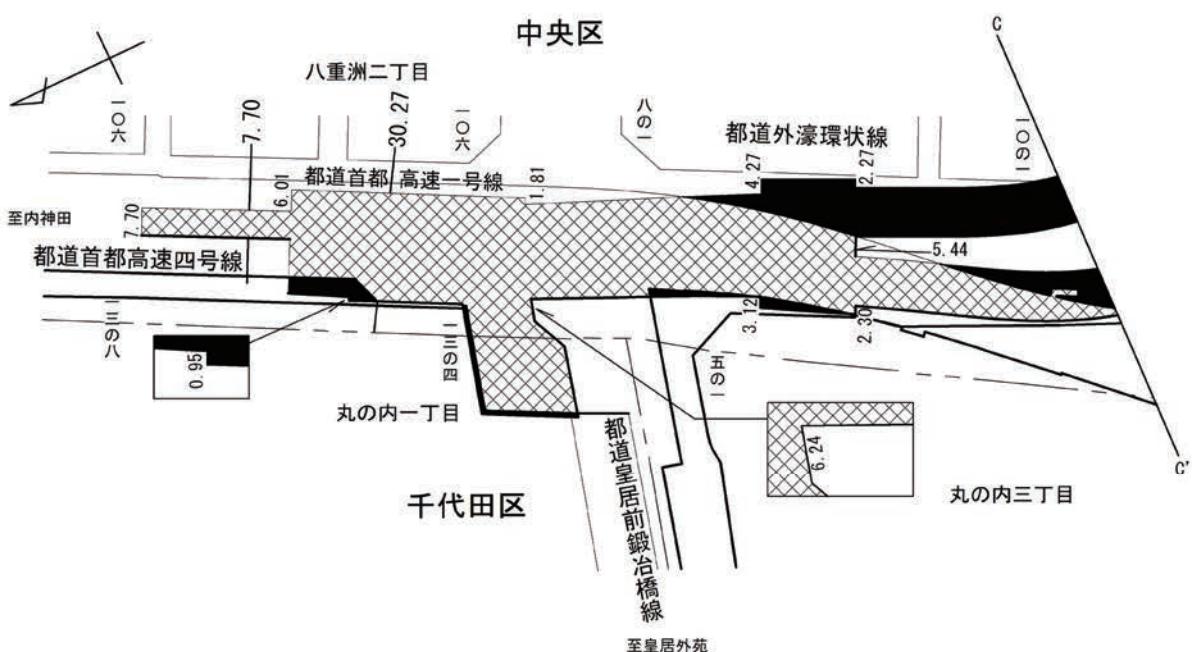
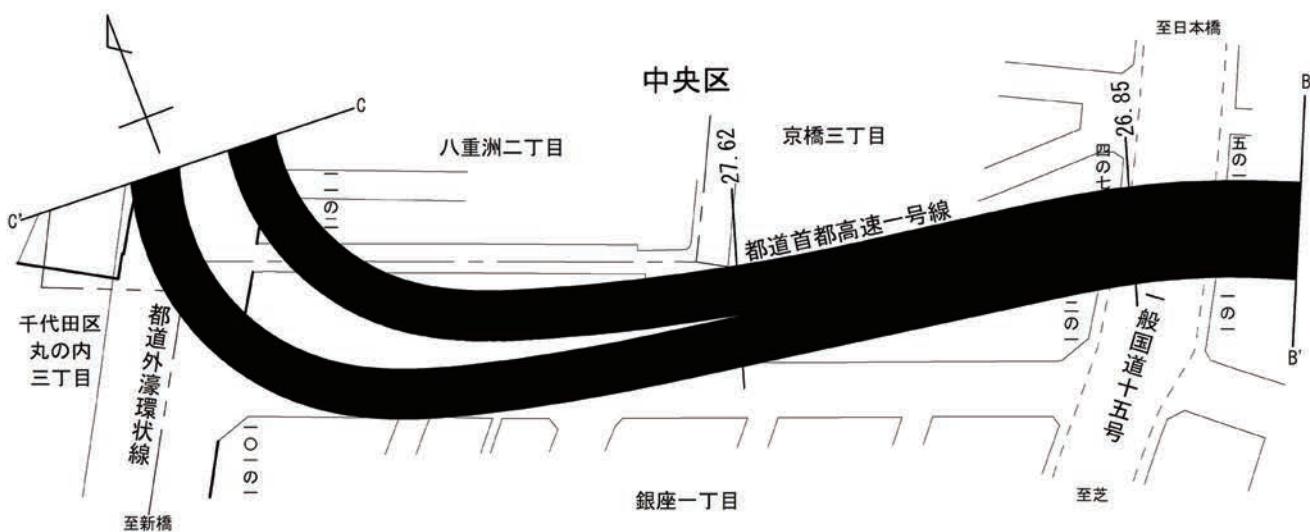
| 面積 | 延長 | (1) 都道首都高速四号線との重用編入 | (2) 都道首都高速八号線との重用編入 |
|-----------|------------|---------------------|---------------------|
| 一九、五五三・三一 | 九六八・八一メートル | 二七〇・二八メートル | 五、九四五・五九 |
| 平方メートル | 平方メートル | 平方メートル | 平方メートル |



| 一路線名 | 東京都知事 | 小池百合子 |
|--------|-------|-------|
| 首都高速一号 | | |

| 二 変更の区間 | 中央区新富二丁目六番二十七地先から同区八重洲二丁目十三番八地先まで |
|---------|-----------------------------------|
| 三 変更の概要 | 別図表示のとおり |





公示（公）

●東京都公安委員会告示第426号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3 第1項の規定により、次のとおり、自動車教習所の運転免許

取得者等検査の認定をしたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第2項の規定に基づき、告示する。

令和6年12月25日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

記

認定年月日

令和6年11月8日

認定事項

名称、住所及び代表者の氏名

運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年國家公安委員会規則第8号）第1条第1号認定認知機能検査同等検査

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに
ついて

地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第百四十四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第一百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和6年11月15日

東京都知事 小池百合子

氏名又は 代表者の
名称 氏名 主たる事務所又は
事業所の所在地 取消年月日

ミニバイク 廣瀬圭一 大田区平和島五丁 令和6年11
石油株式 月1番18号 月30日
会社

| | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|---|
| 黒井産業株式会社 山形県山形市宮町二丁目11番9号 高橋 博剛 | 葛西橋自動車教習所 江戸川区西葛西二丁目16番11号 | 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年國家公安委員会規則第8号）第1条第1号認定認知機能検査同等検査 |
|---------------------------------------|-------------------------------|---|

公示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに
ついて

地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第百四十四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第一百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和6年11月15日

東京都知事 小池百合子

氏名又は 代表者の
名称 氏名 主たる事務所又は
事業所の所在地 取消年月日

ミニバイク 廣瀬圭一 大田区平和島五丁 令和6年11
石油株式 月1番18号 月30日
会社

発行
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
○三(五三三二)一一一二(代)
郵便番号 163-8001

定価
一本号
(郵送料を含む。) 三〇円
六、六〇〇円

印刷所
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051